

第十六回 参議院文部委員会會議録第十一号

(三一九)

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)午前  
十時五十七分開会

委員の異動

七月二十二日委員有馬英二君及び泉山  
三六君辞任につき、その補欠として深  
川タマエ君及び谷口弥三郎君を議長に  
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君  
理事 木村 守江君  
委員 大谷 實雄君  
大野木秀次郎君  
劍木 幸弘君  
谷口弥三郎君  
吉田 萬次君  
高橋 道男君  
安部キミ子君  
相馬 助治君  
長谷部ひろ君  
須藤 五郎君

国務大臣

文部大臣

大達 茂雄君

政府委員

文部省初等中  
等教育局長

田中 義男君

文部省大学  
學術局長

稲田 清助君

事務局側

常任委員  
会専門員

工業 英司君

本日の會議に付した事件  
○教育、文化及び學術に関する一般調  
査の

(文部行政の基本方針に関する件)

○委員長(川村松助君) 只今から文部  
委員会を開会いたします。

○須藤五郎君 私は法案の審議に先立  
ちまして、一応の大達文相の文教に対  
する、政策に対する一般質問を少し試  
みて、今後の法案の審議の参考にいた  
したいと思ひます。

第一、去る三日当委員会におきまし  
て荒木委員の質問に対して文相が  
語された中に、教育内容の改善という  
問題があると思ひます。教育内容の  
改善をしたい、その理由は今日の実情  
に即してという言葉が述べられてい  
る、その点をもう一度詳しく説明して  
頂きたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 今日の実情  
に即するということは、どの場合でも通  
ずる言葉であります。先日申し上げま  
したのは主として職業教育、技術教  
育、これについて充実改善が行われる  
ように教科内容を改善したい、それが  
現在の社会的な要請に應ずるゆえんで  
ある、こういうふうな申上げた記憶  
しております。

○須藤五郎君 そうすると職業教育、  
技術教育を改善したい、要するに教育  
の性格、そういうものに對しては文部  
大臣は言っているのじやないですね。

○国務大臣(大達茂雄君) 無論教育内  
容の改善刷新、これは今日の社会的事  
情、これに即応して考へる、これを通  
じて今日の社会的事情に考へて教育内

容の改善をいたしたい。当時申し上げま  
したのは、こういうふうな申上げたた  
記憶しておるのであります。終戦後の  
教育改革の基本はこれを堅持する考へ  
であるが、その内容等において実情に  
適応しないものは、今後慎重にこれを  
研究して必要な修正を加えて充実を  
図りたい、こういうふうな申上げたか  
と記憶しております。

○須藤五郎君 その適応せざる内容と  
いう問題を私は伺いたい、どういふ点  
が今日の事情に適応せざる内容である  
のか、それをどういふふうに適応さす  
ように変更しようというのか、そのこ  
点をお伺いしたい。

○国務大臣(大達茂雄君) これは過日  
申上げましたように、今日の我が国の  
現情から見まして、我が国の再建の基  
礎になるべきことは国民道義の高揚で  
あり、又国民の愛国心が振起せられる  
ということが根本である、かような実  
情に鑑みて、一層道徳教育、或いは歴  
史、地理に関する教育の徹底を図りた  
い、これが今日教育内容として、この  
点においてまだ十分でないと思へるか  
ら、それを改善して行きたい、又職業  
教育についても今日の時代の要請に鑑  
みて、我が国経済の再建という要求か  
ら見て、この職業教育或いは技術教  
育というものを充実すべく教科内容を  
改善したい、こういうふうな申上げた  
つもりであります。

○須藤五郎君 その通り私も拝見した  
わけでありまして、この道義の高揚の  
問題に關しまして、吉田総理も施政演

説に道義の高揚をやはり言つておると  
思ふのです。勿論道義の高揚は必要だ  
と思ひます。ところがその道義高揚を  
問題にしておる当政府におきまして、  
岡崎外相初め福永幹事長が大きな選挙  
違反の疑惑を持たれて問題になつてお  
る、特に福永君の選挙区におきまして  
は浦和でありましたか、市会議員が多  
数検査されて市会すらも開けない状態  
にあり、又その一人は自殺をしたとい  
う結果が出ておる、こういうような状  
態の下に道義高揚を叫ぶこと自体が私  
には片腹痛いような気がするのです  
が、こういう問題に対して大達文相は  
どういふふうな感想を持つておいで  
すか。

○国務大臣(大達茂雄君) これは今の  
内閣の閣員の中に何といひますか、選  
挙のときに運動者の中に選挙違反の容  
疑者が出た、そういうことと、文教当  
局として国民道義の高揚を強調する  
ということは、これは別問題であらうと  
思ひます。

○須藤五郎君 冗談言つちやいけな  
い、そんな道義の高揚のし方はない、  
その別である意見を伺ひましょう。

○安部キミ子君 関連質問です。先日  
内閣の現地のほうへ視察に参りました  
ときに、御承知のように内閣の基地の  
問題は婦人が中心になつて非常に抵抗  
して参つております。参議院のほうへ  
も婦人の代表が来られました、岡崎外  
相、緒方副総理に最初約束した四ヵ月  
というあの約束は嘘であつたか、政府  
は内閣の村人を欺したと、こういう抗

議に参りました。私どもはそばで聞いて  
おりましたが、先日現地の話では、  
現地の子供は嘘つきというここの  
表現を政府だと、お母さんが何か誤つ  
て嘘でも言いますと政府だ政府だと言  
うそうです。子供たちの間でも嘘をつ  
く子があると、こいつは政府だ、嘘つ  
きだという言葉の代りに、政府だと、  
こう言うのです。私はこの言葉を聞き  
まして、本当に驚かしく思ふのでご  
ざいます、こういうふうな問題と、  
今あなたがおつしやいます道義の高揚  
とはどういふふうな方法で解決した  
らよいのでございますか、御説明し  
て頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 今具体的な  
内閣の問題については政府が地元の人  
人に対して嘘を言つたとか言わんと  
か、これは私は実際よく存じません  
が、それがそういうことがあつて、こ  
れはいろいろ政府に対してはその施策  
に対して御批評があるということとは、  
これは当然であります。殊に主義主張  
を異にせられる在野政党から見ればあ  
きたらん点がたくさんあると思ひま  
す。併し政府に対する批評、批判とい  
うことと、文教当局として国民の道義  
を高揚しなければならぬということとを  
言うということは、これは別問題であ  
りまして、内閣で何かトラブルが起つ  
た、そのたびに今まで道義高揚を言つ  
ておつたのを止めなければならぬと  
か、そういう種類のものではないと思  
ひます。

○安部キミ子君 只今大臣のおつしや

いますことを開きますと、政治はどのようにあるべきか、いわゆる私どもが基本的な人権を守るため、即ち教育そのものは真理を追求するというところにあり、そのうちの一つとして、基本に立つて道義も確立されなければならぬと思う。先ず人権を認めるとか、悪いことをするな、とかいうことも、そういうことから始まる。私はこう思います。そういう点について政治が、或いは立場が違ふとかおっしゃいますけれども、現場の人たちに社会党であろうが改進黨であろうが自由党であろうが、現に自由党の一部でさえもが本党に日本の国民を愛してゐる、アメリカさんがあつたやうな立場に日本人を追込まれるという事は非常に困る。これは私はどの政党の立場といえども本党に日本の国民であれば当然の感情だと思ふ、国民感情だと思ふのです。それが今政党の立場だとかおっしゃいますけれども、そういうことを言いますと、今の教育が二つにも三つにも分けられなければならないと思ふ、それでは私はいけません。(その通り)と呼ぶものあり。やはり基本的なものは一本でなければならぬし、その立場に立つてやはり私は政治をなさるかたたちのお考えが、私は実践を通じての教育に結び付かなくちゃならないのじやないかというふうに考えますが、如何でしょうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私の申し上げていることは、言葉が不十分であつたかと思ひますが、私が申し上げた意味は、今まで例えば国民の道義を高揚することが大切である、従つて学校における道徳教育というものを充実徹底させることが大切なことである、これはその事柄について、これはいいことか、悪いことか、賛成ができるかできないかという立場で御批評頂くべきものであつて、ただ今の内閣ではほかにいろいろ非難を受ける点があるから、さういふものはさういふことを言う資格がないというところまで話が進めば、これはまあ御批評でありまして、私も答弁の範囲ではないと思ふ。私は道義の高揚、道徳教育の徹底ということ、そのこと自身について、その当否についてお考えを頂くべきものであると、かように思ふ。

○須藤五郎君 私はあなたにこの質問したのは資格がないということをおっしゃたのは、さういふ点を言つておるのじやないのです。私のこの質問に対してあなたはこの事実をどう思ふかという事に対して率直に大達文相だと思ひます、という答えをすべきだと思ひます。あなたにそれをやらせて、これとこれとは別個という答弁をするところには僕はこの道義を叫ぶ資格がないと言ひたい、若し遺憾だと思ふならば道義を主張する内閣がさういふことは遺憾だということ率直に僕は申すべきだと思ふ。それを言わないで、これとこれとは別個だということな答弁をするところに僕は問題があると思ふのです、どうですか。

○国務大臣(大達茂雄君) これは文部大臣としての答弁の範囲であるかどうか知りませんが、若し本心に率直に言えというお話であれば、私は成るほどさういふ疑いを受けたという事は、これは極く普通に言つて不徳のいたすところであるということになるかも知れません。併しながらまだその人に罪

があるとかないとか、これを決定されないうちにさういふ関係者が起訴されたとか、さういふことだけで、これは悪い、さういふことをきめてしまふほうが私はどうかと思ふのです。

○相馬助治君 同僚の須藤委員の質問はですね、大達文相の抱懐する、いわゆる大達文相について基本的な見解を伺つておるものだと思ふのです。ところが談がたま／＼選挙違反のことになつて、これと吉田内閣の言ふところの道義の高揚との連関について須藤委員からの質問がありましたところ、文相は故意かどうか知らないけれども、あなた自身のお考えに基いて御答弁なさつたので、それに対して閣下は阿部さんからも質問があり、須藤さんからもやや感情めいたことになつて来たことは、これはこの委員会として遺憾だと思ふのです。私はこの際文相に申し上げたいことは、今の政治は明らかに政党内閣であり、議員内閣制です。従つて道義の高揚を言つておるのは吉田内閣であるということ。吉田内閣の中の一段に規定している。吉田内閣の中の閣僚に不祥なことが仮によしあつたとしても、だから文部省は道義の高揚なんか言ふべきでないというやうなことは須藤氏はいささかも考へていないと思ふのです。それは閣僚にどういふ人があろうとも、当局者であります文部省自身は、国民道義の高揚のために施策をどう／＼遂行すべきだと思ふので、この際は一つ吉田内閣の閣僚としての大達文相の隔意ないこれに対する見解を須藤氏が私は尋ねたのだと、かように了解するのです。(須藤五郎君「その通り」と述べ)で、須藤さんの言葉も又発言に買言葉で、やや今の

言葉は感情めいて来ていると思ふのです。さういふことは話を展して、やはり大達さんも正面から受けて、一つ大達文相の構想を話されて、主義主張の上から納得を相手とするかしないかは、これは又別でありますから、本格的議論に引展されることを本員は甚だ老練心ながら希望いたします。同時に大達さんの答弁に対する私は私の見解を申述べて御参考にするわけであり

○須藤五郎君 私は少くとも被疑事件だからそれは事実かどうかということ、これは別問題です。併しその閣僚の職にあるものが、自分の選挙委員長な方がさういふことをし、さうして行方にくらましておるというやうなことに對して、あの人たちが責任を感じておるかどうかということに大きな疑問を持つ。特に福永さんのような場合には、市会を開くことができないやうな状態になつておる。而もその人の一人が死んでおるやうな状態に對して、福永さんが本心に道義的なものを感じておるかどうか。道義的なものを本心に痛切に感じておるならば、それが行動に現われ、おるならば、それが本心に感じていない。岡崎さんなんか平氣な顔をしてゐる。さういふやうに道義的に我々と違つた感情を持つたものが閣僚にある。それを許しておる吉田さんが道義高揚を開口一番述べた資格があるかどうかといふことを言つておる。それに対して、あなたも、さういふ状態に對して遺憾な氣持を持つておるのか、それを不問に付して知らん顔をして顔冠して、さうして文教の面だけで道義高揚せよといふことを言つておるのか、それは筋が通らんじや

ないかといふことを言つておるのです。ですから私はあなたのこの事実に對して率直な意見を伺へればそれで満足するのです。もう一遍はつきり聞かして下さい。

○国務大臣(大達茂雄君) さういふ閣僚をやめさせないでおる吉田内閣が、さういふ道義の高揚というやうなことを口にする資格がないじやないか、さういふお言葉です。これは私どもからは、それは御批評でありまして御返事をすべき限りでないと私は思ふのであります。

次にこれも只今申し上げた通りであります。私個人としての福永君なり岡崎君の場合をどう思ふかと言われれば、これは私としてお答えをする限りではないと思ふのであります。併し私は先ほど申し上げましたやうに民主国であり、法治国である以上、それ／＼罪を断罪する組織というものがあるものでありますから、その断罪の結論を待たないで、すぐあの人には悪いとか、これはどうだとかいふことにレッテルを貼つてしまふほうが私はむしろ非民主的だ、さう思つてゐます。

○須藤五郎君 私は岡崎さんを結論的に違法者だと言つてレッテルを貼れといふことを言つておるのではない。さういふ起つておることに對して、あなたたちは遺憾の氣持も何も持たない。道義的に不徳のいたすところといふやうにも考へないのか。平氣な面を押して通そうとするのか。そこで私はあなたの道義に對する基本的な態度がはつきり出て来ると思ふのです。さういふことで私はあなたにこれを質問しておるのです。

それから續いて質問いたしますが、

道義の高揚云々、そのことはいとし  
て、一体日本の道義というものはど  
ういふ点が敗類しておるのか、その点を  
お伺いしたい。

○國務大臣(大連茂雄君) 今日社会の  
道義が頹落しておるといふ人もありま  
しょうし、又人によつては新しい道  
徳というものが芽生えつつある、こ  
う見る人もありましよう。これはそれぞ  
れ見る人の見解によるものであつて、  
これを一概に今の道義は地に墜ちてい  
る、こゝろ断定することは無論でない  
と思ふのであります。私が申し上げたの  
は、我が国がかような多難な時局を切  
抜けて、相共に国家の再建をし、今後  
理想とするところの文化国家、民主国  
家として立派なるやうな国を建設し  
た行くためには、道義を高揚するとい  
ふことがその根本である、こゝろいう意  
味を申し上げておるのであります。道義  
の高揚をやるのだというところが直ちに  
今日道義が頹落しておる、かゝうに断  
定しておるわけではないのであります。  
これは前回からの私の申し上げたこ  
とをお考え下さればよくおわかりにな  
ることと思ひます。

○須藤五郎君 誠に不可解なことになる  
のであります、少くも今日總理初  
め文相が道義高揚を特にとり上げて口  
にするといふことは、今日道義が敗類  
しておるといふことを考へておるから  
そゝういふことが口に出るのだと思  
うのですが、今の質問に對しまして、  
別に道義が敗類しておるといふわけ  
ではないが、高揚させることはより以上  
必要だからそれを言つておるのだ、こ  
ういふ御返事なんだが、臭いものには  
蓋をしておきたいやうな答弁のように  
私は受取れるのですが、實際今日日本

の道義というものは本當に敗類してい  
ないとお考へなですか、どうです  
か。もう一辺伺ひたい。

○國務大臣(大連茂雄君) 御承知の通  
り、今日は日本の少くも近代におい  
て、歴史に見る限り最も窮乏してい  
る時代であり、又最も社会的混亂のう  
ちにあるのであります。これは未曾有の  
慘憺たる敗戦のあとでありますから、  
これは止むを得ない。従つて社会的の  
窮乏と混亂に關連して、少くとも社会  
秩序の上におきましても、或いは国民  
の日常の行動等におきましても、い  
る程度があり混亂がある、これは否  
定できないことであると思ふのであ  
ります。私は何も臭いものに蓋をする  
といふのではありませんが、先ほど申  
上げましたやうに今日の道徳、道義と  
いふものが一般的に頹落しておるかど  
うか、これは全面的に頹落しておるか  
どうかといふことは私は言えないと思  
ふのであります。又それはそれ、人  
の見るところであると思ふのでありま  
す。繰返して申上げるやうであるが、  
こゝろいう窮乏と混亂のうちにあつて立  
派な人間をつくり上げるためには、国  
民の道義がいやが上にも高揚される  
といふことが根本であつて、従つて教育  
の面においても道義の高揚といふこと  
を圖りたい、こゝろいふことを言つてお  
るのであります。いつの時代におきま  
しても国民の道徳、道義といふものが  
これで遺憾なし、間然するところなし  
といふことはあり得ないのでありま  
す。まづ、道義を高揚することによ  
つてこの困難を切抜けて立派な国を建  
設することにしたい、こゝろいふことを  
申上げておるのであります。

○須藤五郎君 あなたの言葉の上に現

われた意見のみであつたら私も賛成で  
す。如何なる場合といへども道義の高  
揚はできるだけしたほうがいいといふ  
ことはこれは明らかなんですが、併し  
今日道義の敗類がないといふことに對  
しましては私は意見があるわけでは  
ありません。或いは日本の民主化された  
といふやうな点に對して、文相は逆に  
又私たちとは違つた考へで社会的秩序  
が亂れたとか何とかといふことで、道  
義の高揚が必要だといふやうなことを  
考へていられるかも知れん。併し我々  
が今日道義の頹落しておると思ふこと  
は、性道徳が少くとも紊れておる。こ  
れに考へていらつしやるか。

○國務大臣(大連茂雄君) 私はどうも  
そゝういふことは自分でよくわからん  
のであります、成るほど性道徳の紊れ  
ておる点もありましよう。これはどう  
いふことから來た問題かわかりませ  
んが、併しこれは責任をもつて今日は以  
前の時代と比べて性道徳が非常に紊  
れておる、こゝろ断定する資料もない  
じやないかと思ふのです。

○須藤五郎君 それじやもう一つ聞き  
ますが、どうもあなたは何も知らな  
い。困つた文相だ。基地教育に對して  
どういふふうな考へておられますか。  
非常な問題があると思ふのですが、基  
地教育、いわゆる軍事基地周辺の問題  
に對してどういふふうな考へられます  
か。

○國務大臣(大連茂雄君) 基地が設定  
せられる關係上、教育の面に及ぼす影  
響としては、大体教育の環境と申しま  
すか、そゝういふ点に悪い影響がある。  
それから大体この演習場で大砲を撃つ

とかいふやうな、何とかするといふよ  
うなこと、非常に騒々しくて教室で  
教える上に相當に障害がある、そゝう  
いふやうなことが教育面から來ること  
の主な点であると思ひます。これは  
或る程度それが基地になる以上避け  
たいことではあります。これを全然その  
影響をなくするといふことは、これは  
事實上不可能に近いものであると私は  
思ひます。できるだけ教育環境も子供  
に与える影響を少くし、又騒音につ  
いても甚しいところは防音装置をする  
か、できるだけそのことをしてその影  
響を少くしたい、かゝうに折角努力を  
しておるのであります。勿論日本側だけ  
でできない点もありまして、これは御  
承知のやうに現地におきまして日米相  
互の間に常に連絡をいたしまして、そ  
の点を相談をして、影響を少しでも少  
くする、こゝろいふふうにして參るほ  
か、ないと思つて折角努力をしておる  
のであります。

○須藤五郎君 あなたが軍事基地の周  
辺の教育状態がどうであるかといふこ  
とについて知識を持つていないのです  
から、僕はそれに対して質問する熱意  
を欠いてしまふわけではあります、併  
しそれは文相として非常に職務怠慢だ  
と思ふ。今日日本で教育上の問題にな  
つてゐるのは軍事基地周辺の教育の  
問題です。これを理解せずして教育を語  
ることはできないと思ふのです。あなた  
は即刻軍事基地周辺を視察に行つてよ  
く実情を掴んで來るべきであると思  
ひます。それをやらないうちの質問に  
對してぬかりくらゐしてゐるのはけし  
からんと思ふ。今たくさん資料もあり  
ます。基地教育といふ本も出ておりま  
す。若しあなたがこれを讀んでいない

なら、ここに拔萃がありますからこれ  
を私は差上げてほしいと思ふのです。  
これを讀むと、我々日本人として将来  
の日本国民にどんな恐い結果を來た  
しておるかといふことがわかります。

○國務大臣(大連茂雄君) 私が前に申  
上げたのは、性道徳の頹落について、  
これが前の時と比べて頹落しておる  
どうかをはずきりさせる資料といふも  
のではない、こゝろいう意味で申し上げた  
のであつて、須藤君はそれが、国民の性  
道徳の頹落といふことはあつたの御  
質問を承ると基地の問題、こゝろい  
ふ前提であつたやうに思ふのでありま  
すが、基地の問題について特にそゝう  
いふ点が紊れておる、この事實は認め  
ざるを得ないのであります。それを認め  
まして、つまり軍事基地周辺の教育環  
境が悪くなる、だからこれをできるだ  
け米國側とも話し合ひをして影響のな  
いようにしたい、こゝろいう意味で申上  
げたのであります。基地において教育環  
境が面白くない、影響を受ける、こゝ  
ろいふことを私はちつとも否定してお  
らんのであります。ただ基地の問題につ  
いては、只今申上げるやうにこれは基  
地を提供するといふことが、国の、少



○國務大臣(大連茂雄君) 共産党の主張する政策といいますが、掲げておりますものが、一、二、三、四とあるのでありますが、その中には日本の再軍備反対、すべての軍事基地を取払え、

ない。特定の政党ではない。これは国民の氣持をここに書いてある。それを取上げて、これは「一政党の主張に同調しておると言う。それでは共産黨がも」といふ主張を取上げて、あなたたち

この中にその主張があつたら、それは又いかにのですか、これを禁止するようになるのですか。

(國務大臣大達茂雄君) 勿論いろいろ政治的な主張が今後とも各党共に

表看板なら、共産党はこれ上は、北米  
反対論が、これが共産党ひとりの売物  
表看板というふうには誰も考え  
ていない。若しも本当に共産党だけの

せられなければならない、最近山口県における小学生日記、中学生日記の例に見るごとく、ややもすれば特定政党の政治的主張を移して、児童生徒の脳



しないのは甚だ遺憾とするものであつて云々、こういうのであります。子供を大人の世界に引入れるとかいうことは、どういふ意味かわかりませんが、そういう意味ではないので、ここに書いてあります通りの意味であります。それから成るほどこういうことは或いは共産党だけじゃないのかも知れない。社会党でもそういう主張があるかも知れません。併しながら私が申し上げるのは共産党だけ、ほかの政党は皆別の意見、或いは社会党だけがそういうことを言う、ほかの政党は全部そうではない、こういう意味で特定政党云云と言つておるのではないのであります。政党政治の／＼その主張を異にして論争が行われておる場合に、そのいづれか一方、これが社会党と共産党は同じ主張をしておるかも知れない、そういう場合でも、これは偏つた政治的主張を児童に印しようとするものではない、こういうふうな考へておるものであります。これを国民の声であるからというように言われるけれども、これはちよつとどういふ意味か、私には受取りかねるのであります。成るほど国民の声には違ひない。国民のうちにやはりこういうことを考えればこそ、これは外国の政党じゃない、日本の政党がこれを取上げてゐるのでありますから、これが国民の声であることは間違ひありません。併しそれは国民全部の声であると断言されて、どういふ根拠からおつしやるか知らないが、幾らかの子供にそういうことを言つて、子供でそんなんでいうことを言われるのは、これは実におかしな話だと思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり、それがあるから国民全部の声である、

こういうことを言われても、そういうことは私はどうしても同意ができない、例えば国民の生活は安定しなければいかに、国民生活の安定に努力しなければいかに、こういうことを一つの政党が主張する、その場合にいづれの政党もこれに反対するものはない、どの政党も同じことを言う、その場合に学校で国民生活の安定を図らなければならぬ、これを教へても私は差支えないと思ふのであります。ただ政治上の問題がそれをめぐつて各党各派意見を異にしておる場合に、どつちかの肩を持つたことを言つちやいかん、こういうのです。

○須藤五郎君 あなたは国民大多数の声ではないという御意見らしいが、私たちは軍事基地反対は国民大多数の声であるというのを確信をもつてゐる、若し私たちの確信に間違いがあるというのなら、即刻国民投票をやつて調べてみて下さい。日本人ならば軍事基地があるということはお前たち賛成か反対かということを一週国民投票をやつてみればわかると思う、日本人の七九%までこれは反対だということでは明らかになると思ふ。だから私たちは確信を持つて、国民の声だということと言つてゐるのです。

それから續いて質問しますが、文相は教育の中立性ということに非常にかまして言つておられますが、ここに不思議な事件が起つてゐるのですが、山口大学の柴田という教授が、経済学部教授らしいのですが、これは山口大学の各教授助教授に対してこういう手紙を出してゐる、大臣これを聞いておられますか、読んでみましよう。

「敝から棒にのような御手紙を差

上げてお願がせして済みません。実は本学部教官のうちに学究にあるまじき政治活動をしてゐる人があるという警告を受け、聊か憂慮してゐるのです。私はそのような警告を与えられる向に對して、それが誤解にもとづくものなる所以を、できることならそれ／＼のケースについて一々確固たる根拠によつて弁明し、事態の悪化を防止し、以つて学問の自由と学部自治を擁護したいのです。それで若し学兄がだれかと面会されたこと、又はどこかの集會に参加されたこと、ないしはその集會で発言その他の行動をされたことが学究にあるまじき政治活動をしたものと解されたかも知れぬ、というようなお心当りでもありましたら、どこで誰にあつたこと、又はいつどの集會に参加したこと、ないしはどの集會でどのような言つた(又はした)ことがあるか、これは実は斯うであつたのだ、ということをお生宛至急お知らせ下さいませんでしうか、(私は少くとも十二日頃までは東京にゐるつもりです)もつともこの手紙は嫌嫌を受けておられないお方にこの様に差し上げたのでは、それこそ大変な御迷惑をお方におかけすることになる恐れがあるからです。その点は何卒御了解頂きたく御多用中御手数かけて恐縮ですが、何分宜敷く願ひ申上げます」

と、こういう手紙を各教授助教授に出してゐるのです、これこそ政党の支たなり思想の自由を脅すところのものである、そうしてこの柴田書簡そのものは政党の中立性とか何とかいうことを放棄して、或る政党なら或る政党に

關係した者を、これこそ弾圧しようとする政党の中立性から行つたら逆のことになるのじやないですか、どうですか。この書簡に對する御感想をお伺いします。

○國務大臣(大藏省) 其の書簡のことは私は存じませんが、これは学長としてそういう照會をされて、これが相當であるかないか、直ちに私事実を知りませんから、どういふ一體誰の質問を受けてそういう手紙を出したのか、どういふ意図でそういう手紙を出したのかわかりませんが、併しそれが直ちに教育の中立性を害するといふことには私はならぬのじやないかと思ひますが、大学局長はそういう事実を知つておるかも知れませんので、大学局長から説明いたします。

○政府委員(稲田清助君) 只今お読みになりましたと同様な手紙の内容があることを私も聞いております。ただその手紙の内容をそれ自身に明らかでありますように、照會されました学部長は照會する相手に對して必ず答へるというのを強要されておるわけではないのです。若しあなたが自分に話したいと思ふならば私に話してくれという、まあ態度で言つておる、而もその動機につきましても、これはその手紙の内容で照會された学部長の心理を忖度した以外にないのでありますならば、まあそこに書かれてあるように多少特定の政治的立場に偏してゐると見られておるかた／＼があるから、まあ自分はそれを弁明するやうな立場にあるから、若し自分はそのことと言ひたいことがあれば言つてくれという照會をされたやうです。その後そういう照會をしたことを学部長は教授會に報告され

た、教授會では別段の疑義もなく、それを聞かれて、まあ事実として学部長に對して回答して来たやうであります、が、事實はそれで過ぎてしまつて、そういうふうな学部長の意図で以て照會された。若し私に言ひたい人は言つてくれという……。ですから御指摘のやうに別に、これは何と申しますか、手紙それ自身が政治活動であり、或いは政治の中立性を害するものだと考へられないと思ひます。

○須藤五郎君 これのことに関しては衆議院のほうで一応問題になつてよく調査しておこうという御答弁がなされたのだというのを私は伺つておる、今、衆議院のところまで……今探せないが、説む暇がありませんから……、大違ひさんが俺は知らないのだというお答えは不適当かと私は考へます。

それからなおこの手紙に對し山口大学の教職員組合から決議文を出してあります。それをちよつと読んでみましよう。如何に大学教授たちがこれによつて脅威を感じたか、又不満を持つておるかという点を私は読んでみたいと思ひます。

「六月三日、貴下が経済学部全教官宛に発せられた書簡問題は、貴下が就任以來とつて来られた平野義太郎氏演説會場使用拒否の問題、「経済變動論」の学期中途に於ける必須科目への変更の問題等一連の行動と共に、逆コースの風潮に便乗した非民主的行為であり、世論がこれを「思想調査」として指彈するも故なきに非ずと認められる。

本組合は學國民主化の見地より、かかる行為に對して、断乎抗議を申入れると共に、貴下の責任を明確に

せられんことを要求するものである。

と柴田学長に決議として六月二十七日に出してある。而も西日本新聞を初め、毎日新聞もこの問題を取上げて、思想弾圧だという立場からこの問題を取上げておるわけだ。思想弾圧だという立場からこの問題を取上げておるわけだ。思想弾圧だという立場からこの問題を取上げておるわけだ。

○政府委員(稲田清助君) 御承知のよう、今日の法律体制におきましては、大学のいづれの問題につきましても、大学自身に任せております。当該問題につきましてもその後の後において当該大学の学部長教授会において、問題の報告を受けて教授会で了承してある。まあ我々といいたしましては、大学のその措置に任せるほかないと考えております。

○須藤五郎君 もう一遍お尋ねします。が、こういうことをする柴田教授というかたは、こういうことをするのが好ましい教授なんですか文部省の立場で。

○政府委員(稲田清助君) 今の事情から言えども、そういう点につきましても、それは文部省の立場において法的に批判すべき性質のものではないと考へます。すけれども、ただ柴田教授の心理は、只今柴田教授自身の手紙の文言で判断よりし方がないのじやないか、この文言から判断すれば別にそういうことを人に強要したのでもなければ、又動機は最後に書かれた動機で推定すれば、それは別段いづれ批判はありまじよ

うけれども、政府といたしましては別段これは批判すべき問題じやないと思ひます。

○須藤五郎君 柴田教授の問題に対して個人的な問題でいろいろ尋ねたいことがありますが、この席上でそういうことを尋ねる時間的余裕もありませんから、私はこの際置きますが、こういうことをやる教授は、今日の本当の教育基本法からいへば我々非常に好ましくない教授だと思ふのです。その証拠に、大学教授会が一致して決議文を突きつけている点でもわかりますし、又社会の輿論として、こういうことに對する反響が起つていゝという点からしてもそれがはつきりと言へるわけなんです。文部省がそれに対して何ら意見がないというならば、これもどうも随分おかしいと思ふのですが、文部省のそういう態度に対して、私は甚だ遺憾な氣持を持つものであります。この点は今日はこれで置きまして、又後日問題にいたしたいと思ひます。

なおその文部省出版の民主主義という本があります。これは昭和二十三年十月三十日の日付で出版されている本だと思ふのですが、丁度これを昭和と明治と書替へますと教育勅語の日と合致して、何か意圖を以て作られたといふふうなことも考へられるやうな符調の合つた本であります。この文部省出版の民主主義の本には、何といひますか、全体主義と民主主義といふふうなことにやられていますが、いわゆるアメリカ的な民主主義、今日アメリカ的な、民主主義といふのは資本主義的民主主義と社会主義的な民主主義と、民主主義は二色あるわけなんです。が、アメリカ民主主義的な、ブルジョア

民主主義に關して非常に重点的にこの民主主義といふ本は説いてゐると、そういうふうには考へられる。これこそむしろ中立論を逆に行つてゐるものだと考へるのですが、どうですか。○政府委員(稲田清助君) 便宜上、私當時關係しておりましたので……、その民主主義の本は文部省で編纂いたしました。これは中学校教育の参考書といふ目的で出した本です。その内容について只今御批判ございましたけれども、これは飽くまでも我が國憲法の精神に則つて編纂いたしております。従いまして、同じ民主主義でありまして、非常に全体主義的な、或いは独裁的な民主主義といふものは、我が國の立場においてとるべからざるものといふ観点を以て書いております。

○須藤五郎君 そういう観点はあなたたちの観点です。私たちの観点は違ふわけなんです。だから政府の役人がそういう自分たちの観点のみを強調すると、どこが教育の中立かという、大きな間違いです。あなたたちはどちらの観点にも立たないのが当然なんです。だから私は問題にする。民主主義といふのは二色あります。だから同じ比重でそれを論ずるならともかく、アメリカ的な民主主義を押し付けるやうな状態でこの民主主義といふ本が書かれてゐるといふところに私は問題があると思ふ。

○政府委員(稲田清助君) アメリカ的ではないので、日本國憲法の精神において、憲法の精神及び憲法の機構に立って書いておるわけでありまして。○須藤五郎君 アメリカ的といふことがいけなければ、資本主義的といふこともいいと思ひます。資本主義的な民主主義、ブルジョア民主主義を民主主義としてあなたたちは書いてゐる。ところが社会主義的な民主主義といふこともあるわけなんです。私たちはそれを言つてゐる。ところが社会主義民主主義に對して独裁的な立場があるし、資本主義民主主義だけが而も如何にも本當の民主主義であるといふことに扱われてゐるという点で、私は中立的な民主主義的な立場が失われてゐる、そういうふうに感じるわけなんです。だからあなたたちが言つてゐる民主主義はアメリカの利益、いわゆる資本主義の利益を守る民主主義だと、こういうふうには私は断ぜざるを得ないのです。

そこでもう一点私は文相にお尋ねしておきたいと思ひます。この頃君が代と教育勅語の問題が盛んに論議されておりましたが、この君が代と教育勅語と憲法の主権在民の關係は、文相はどういうふうな考へておられますか。○國務大臣(大連茂雄君) 君が代の主権在民の關係といふ漢然たるお尋ねであります。君が代といふ字は主権在民といふ今日のとられてゐる政体からいへば、文字にとらわれていへば、君が代といふことは時代遅れであると思ひます。

○高橋道男君 一人の質問時間を長くても一時間以内にして次に移ろうじやないかといふことの申合せを以前にしたことがございまして、まだ須藤委員の御質問あるかも知れませんが、只今お昼の時間でもありますので、この辺で休憩して頂きたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 只今高橋君の御意見がありました。須藤君の時間はまだ突は一時間になつておりません。少しまだ余裕があります。併し、

只今の高橋君の御意見に皆さん御異議がなければ、休憩ですか、散会ですか。○高橋道男君 私が申したのは休憩です。あとの法案の審議もございしますから。○委員長(川村松助君) わかりました。○木村守江君 ちよつと委員長にお尋ね申上げますが、この前の理事会の申合せで、今週は法案について三つの法案、あの法案について審議することを申合せたのですが、突如として須藤君の問題に對する質問を取上げられたのはどういふ経過になつておるのでしようか。

○委員長(川村松助君) これは前から申込んであつたので、今日突然じやないのです。○木村守江君 前から……、理事会の申合せにはありませんでしたか。○委員長(川村松助君) ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕

○須藤五郎君 君が代と教育勅語と憲法の主権在民との關係について大臣の所見を伺いたい。○國務大臣(大連茂雄君) 今日主権在民といふことに政体、國の体制が變つておるのでありますから、教育勅語はその意味において今日我が國の学校教育における道徳教育の中心であるその地位は排除されておるのであります。君が代といふことは、これは國歌として歌つて来たのであります。これも君が代といふ字に囚はれますと、先ほど申上げましたように、今日の主

権在民ということとはちよつと合わない点がある、こう思つております。

○須藤五郎君 そうすると、何か君が代というものをそのまま使つたことは主権在民とは合わないという点ですが、今ちよつとそこが聞き取れらなかつたのですが。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は君が代というものと主権在民との関係はどうだとおつしやるから、君が代という文字は主権在民という点からいうと合わないのじやないか。但し、歌うことの悪い悪いはこれは別だろうと思ひます。

○須藤五郎君 主権在民と君が代という言葉が合ふんというところは確認されたようであります、歌う場合はいふことは、憲法の精神と相反するといふことは、憲法の精神と相反するといふ歌を歌うことは好ましくないと私は考へる。ところが、この間衆議院において世耕委員のいわゆる勅語は朕といふことを抜いてしまへばいいのじやないかといふような……朕を抜いて何が残るかといふ思ひであります、そういう面白い漫才のような質問があつた中で、私個人の考へといひました、それは、それ／＼の学校において教員なり子供の自発的な気持から君が代の斉唱をされることは最も望ましいことであると思ひます、こう書いておる。そこが問題である。そも／＼一國の大員である、文教の責任者であるかたが望ましいことだといふ発言をすることは、下級官吏にとつてはこれは一つの威圧を感ずるわけですね。ですから、大臣がそうならばといつて、大臣に媚びるような教員が若しも出るなら

らば、積極的にこれを歌わそうという運動が起つて来るところが大臣は憲法の精神に相反するものだとおつしやる言つておる。憲法に違反するものを歌わすことが望ましいことであるという大臣の考へがおかしいと思ひますが、若しもそういう大臣の気持を付度して各学校で君が代を先生たちが歌わせるように推進したらそれは憲法に違反した精神を歌うことになるから、最も好ましくない状態が生ずるものだと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 過日の衆議院の文部委員会における答弁をいたしまして、私は君が代を学校で無理に歌わせないといふことはどうかと思ひけれども、併し、子供が歌うものをとめる必要もないだらう、若し自発的に君が代が斉唱せられることは私としては望ましいと、こう言つたのです。その意味は、君が代といふ……あなたは憲法の精神に違反すると言われましたが、私が先ほど申し上げましたのは、君が代といふ、この君といふ文字で、君が代といふ言葉の形からいへばこれは主権在民の國の姿にはそぐわん点がある。これは認めたのであります。憲法の精神に違反してゐると思ひるのであります。私は君が代といふ、君といふ字が……君が代といふ歌に流れておる考へ方は、これは日本の愛國心、國民の民族愛を歌つたものである、かように考へておるのであります。

○須藤五郎君 それこそ……。

○委員長(川村松助君) ちよつと待つて下さい。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。本日はこれを以て散会いたします。

午後零時十八分散会

七月二十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校図書館法案(衆)

学校図書館法案

学校図書館法

目次

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 学校図書館審議会(第八

条 第十二条)

第三章 国の負担(第十三条 第十五条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部を含む。以下「学校」という。において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学

校教育に必要な資料(以下「図書資料」という)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

一 図書資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

二 図書資料の分類・排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等を行うこと。

四 図書資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学が文部大臣の委嘱を受け行う。

4 前項に規定するものを除く外、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館(国立学校の学校図書館を除く)の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

第二章 学校図書館審議会



(設置)

第八条 文部省に学校図書館審議会(以下「審議会」という)を置く。

第九条 審議会は、二十人の委員で組織する。

2 委員は、学校図書館に関し学識経験のある者の中から、文部大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ

(権限)

第十条 審議会は、第七条各号に掲げる事項、第十三条に規定する学校図書館の設備又は図書基準その他学校図書館に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じ、調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

(委員の費用弁償等)

第十一条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(政令への委任)

第十二条 この法律に規定するものを除く外、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国の負担

(国の負担)

第十三条 国は、地方公共団体が、その設置する学校の学校図書館の設備又は図書が審議会の議を経て政令で定める基準に達していない場合において、これを当該基準にまで高めようとするときは、これに要する経費の二分の一を負担する。但し、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の適用を妨げない。

第十四条 文部大臣は、前条の規定により負担金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の負担金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の負担金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反したとき。

二 負担金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて負担金の交付を受けたとき。

(政令への委任)

第十五条 前二条に規定するものを除く外、第十三条の規定による国の負担金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十号 第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 学校図書館の設備及び図書の充実に要する経費

(文部省設置法の一部改正)

文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中中央産業教育審議会の項の次に次の一項を加える。

|          |                                                                                       |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校図書館審議会 | 学校図書館法(昭和二十八年法律第二号)に基づき文部大臣の諮問に応じ、学校図書館に関する重要事項を調査審議し、及び学校図書館に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|

七月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、勤労青年教育振興法案(荒木正三郎君外十七名発議)

勤労青年教育振興法案

勤労青年教育振興法

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神にのっとり、勤労青年に対し

教育の機会均等を實質的に保障し、もつて国民の教育水準の向上に寄与するため、勤労青年教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「勤労青年」とは、義務教育修了後働きたがら学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校の教育を受ける者をいう。

2 この法律で「勤労青年教育」とは、左の各号に掲げる教育をいう。

一 高等学校が学校教育法第四十四条の規定により夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制課程」という)において行う教育及び高等学校が同法第四十五条の規定により行う通信による教育

二 大学が学校教育法第五十四条の規定により夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という)において行う教育及び大学が同法第七十条で準用する同法第四十五条の規定により行う通信による教育(以下「通信教育」という)。

(国の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、勤労青年教育の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて勤労青年教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

一 勤労青年教育の振興に関する

総合計画を樹立すること。

二 勤労青年教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。

三 勤労青年教育に関する施設設備の整備充実を図ること。

四 勤労青年教育を受けている勤労青年に対して特別の奨学の方法を講ずること。

(充実した勤労青年教育の実施のための措置)

第四条 国及び地方公共団体は、勤労青年教育の特殊性に基き、充実した勤労青年教育の実施に必要な員数の教員、事務職員及び技術職員を配置することにつき特別の考慮を払わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青年教育の特殊性並びに勤労青年教育又はこれに関する事務若しくは技術に従事する教育、事務職員及び技術職員の勤務の特殊性に基き、特殊勤務手当及び超過勤務手当並びに巡回指導、現場実習指導又は面接指導を行うための旅費その他の実費弁償で充実した勤労青年教育の実施に必要なものを支給することにつき特別の考慮を払わなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高等学校の勤労青年教育を受けている勤労青年で経済的理由により修学困難なものに対する授業料の減免、学費の補助その他の奨学のために必要な措置の実施につき特別の考慮を払わなければならない。

4 国及び地方公共団体は、勤労青

年教育の特殊性に基き、勤労青年教育に関する教育用図書、編修、検定及び発行に關し特別の措置を講じなければならぬ。

(高等学校の勤労青年教育の普及充実に關し)

第五條 都道府県は、左の各号に掲げる市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ)以外の市町村の区域内に少くとも一の定時制課程を置く高等学校又は高等学校の分校を設置することに努めなければならない。

一 市町村でその区域内に国立、市町村又は私立の定時制課程を置く高等学校又は高等学校の分校が設置されているもの

二 市町村でその区域内に定時制課程を置く高等学校又は高等学校の分校を設置しなくても当該区域内の勤労青年の修学に支障がないと認められるもの

2 前項に規定するものの外、国及び地方公共団体は、高等学校の勤労青年教育の普及充実に努めなければならない。

(公立の高等学校の勤労青年教育に對する国の負担)

第六條 国は、公立の高等学校で定時制課程のみを置くものの校長並びに公立の高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び事務職員で主として勤労青年教育又はこれに關する事務に従事するものの給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に關する手当、期末手当、勤

勉手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償につき、地方公共団体において要する経費の支出額の二分の一を負担する。

第七條 国は、予算の範囲内において、公立の高等学校に關する左の各号に掲げる経費の二分の一以内を負担する。

一 勤労青年教育を行うために必要な施設設備で文部大臣の定める基準に達していないものを当該基準に達せしめる場合において、その整備充実に要する経費

二 勤労青年教育の内容及び方法の改善に關する研究の中心施設として文部大臣が指定する高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な施設設備の整備充実に要する経費並びに当該研究を行うために必要なその他の経費

三 その他勤労青年教育の振興のために特に必要と認められる経費

2 前項第二号の規定による指定は、都道府県の教育委員会の推せんに基づいて行われなければならない。

(私立の高等学校の勤労青年教育に對する国の補助)

第八條 国は、予算の範囲内において、私立の高等学校を設置する学校法人に對し、左の各号に掲げる経費の二分の一以内を補助することができる。

一 私立の高等学校の職員で主として勤労青年教育又はこれに關する事務に従事するものの給与に要する経費

二 私立の高等学校の勤労青年教育に關する前条第一項各号に掲げる経費

2 前項第一号の職員及び給与の範囲は、政令で定める。

3 前条第二項の規定は、第一項第二号に規定する私立の高等学校の勤労青年教育に關する同条第一項第二号に掲げる経費につき準用する。この場合において、「都道府県教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとす。

4 第一項の規定により国が学校法人に對し補助する場合には、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九条第二項から第六項までの規定を準用する。

5 文部大臣は、第一項の規定により補助を受けた学校法人が左の各号の一に該当したときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をせず、又はすでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとす。

一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二 補助金交付の条件に違反したとき。

二 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(大学の勤労青年教育の普及充実に關し)

第九條 国は、国立大学の夜間学部施設の設置及び通信教育の実施並びに国立大学における勤労青年教育を行うために必要な施設設備の整備充実に努めなければならない。

2 国は、予算の範囲内において、公立又は私立の大学の設置者に対し、これらの大学が勤労青年教育を行うために必要な施設設備の整備充実に要する経費その他勤労青年教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一以内を補助することができる。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による私立の大学の設置者に対する補助につき準用する。

(教科用図書の発行に關する補助)

第十條 国は、予算の範囲内において、勤労青年教育に關する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、その発行に要する経費の一部を補助することができる。

(政令への委任)

第十一條 この法律に定めるものを除く外、第六條から前条までの規定による国の負担金又は補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(適用除外)

第十二條 第七條、第八條第一項第二号、第九條第二項及び第十條の規定は、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十五条若しくは第十九条の規定によ

り国が負担し、若しくは補助する経費又は同法第二十條の規定により国が補助することのできる経費については、適用しない。

(使用者の義務)

第十三條 勤労青年を使用する者は、その使用によつて不当に勤労青年が勤労青年教育を受けることを妨げ、又は勤労青年が勤労青年教育を受け、若しくは受けようとするものの故をもつて、勤労青年に對し不当に不利益な取扱をしてはならない。

(罰則)

第十四條 高等学校の定時制課程において行う教育を受け、又は受けようとする勤労青年に對し前条の規定に違反する行為をした者は、三千円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その法人又は人に對しても同項の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律の規定の適用については、学校教育法附則第五條の規定による通信による教育又はその通信による教育を行う中学校は、当分の間、それぞれ第二條第二項第一号に規定する通信による教育又はその通信による教育を行う高等学校とみなす。

3 国は、当分の間、予算の範囲内

において、高等学校の教育に類する教育を行う私立の各種学校を設置する学校法人に対し、左の各号に掲げる経費の二分の一以内を補助することができる。

一 当該各種学校の職員で主として夜間その他特別の時間若しくは時期において授業を行う課程において行う教育又はこれに関する事務に従事するものの給与に要する経費

二 当該各種学校が前号に規定する教育を行うために必要な施設設備の整備充実に要する経費

三 その他当該各種学校の行う第一号に規定する教育の振興のために特に必要と認められる経費

4 前項の規定による補助については、第八条第二項、第四項及び第五項並びに第十一条の規定を準用する。

5 公立高等学校定時課程職員費 国庫補助法（昭和二十三年法律第百三十四号）は、廃止する。

6 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。  
二十五 勤労青年教育の振興に要する経費

昭和二十八年八月十九日印刷

昭和二十八年八月二十日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局